

## 議案第 1 号

副首都推進局共同設置規約の一部変更に関する協議について

副首都推進局共同設置規約の一部変更について次のとおり協議する。

副首都推進局共同設置規約の一部を改正する規約案

副首都推進局共同設置規約の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(所掌事務) 第 4 条 副首都推進局の所掌事務は、 <u>副首都化</u> に係る企画及び立案並びに推進並びにその総合調整に関する事項とする。	(所掌事務) 第 4 条 副首都推進局の所掌事務は、 <u>副首都化 (大都市制度を含む。)</u> に係る企画及び立案並びに推進並びにその総合調整に関する事項とする。

附 則

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 2 月 10 日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

副首都推進局の所掌事務を改めるため、規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第 252 条の 7 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方自治法（抄）

(協議会の設置)

第 252 条の 2 の 2 省 略

2 省 略

3 第 1 項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4－6 省 略

(機関等の共同設置)

第 252 条の 7 省 略

2 前項の規定による議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第 252 条の 2 の 2 第 2 項及び第 3 項本文の規定は前 2 項の場合について、同条第 4 項の規定は第 1 項の場合について、それぞれ準用する。